

〔記載の手引〕

- 1 この明細書は、航空運送業又は海運業を行う特定内国法人が国際運輸業に係る国外所得等を運賃収入金額により区分計算する場合に記載し、申告書に添付します。
- 2 「外国から生じた運賃収入金額 (2)」の欄には外国の恒久的施設を通じて生じた運賃収入金額を記載します。
- 3 「総所得金額又は欠損金額 (4)」の欄には第六号様式別表五⑩欄の金額(国際運輸業以外の事業を行う場合、⑩欄の金額から当該事業に係る所得金額又は欠損金額を減算した金額を記載します。この場合、外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を損金に算入しないで当該金額の算定を行ってください。)
- 4 「繰越欠損金額等の当期控除額 (7)」の欄について、欠損金額等の繰越期間は次のとおりです。
 - (1) 平成20年3月31日以前に終了した事業年度において生じた欠損金額等の繰越期間は7年
 - (2) 平成20年4月1日以後に終了する事業年度から(3)までの事業年度において生じた欠損金額等の繰越期間は9年
 - (3) 平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額等の繰越期間は10年
 - (4) 平成22年9月30日以前に解散した法人については、欠損金額等の繰越期間は7年
- 5 外形標準課税法人の場合、「報酬給与総額 (9)」の欄には第六号様式別表五の三の⑫欄の金額を、「純支払利子総額 (12)」の欄には第六号様式別表五の四の③欄の金額を、「純支払賃借料総額 (15)」の欄には第六号様式別表五の五の③欄の金額を記載します。ただし、国際運輸業以外の事業を行う場合はそれぞれ当該事業に係る金額を減算した金額を記載してください。
- 6 外形標準課税法人の付加価値割の単年度損益については、地方税法第72条の18第2項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の18第2項により、対外船舶運航事業を営む(連結)法人の日本船舶による収入金額の課税の特例及び超過利子額の損金算入の規定の適用を受けない所得計算の方法によるため、「3 単年度損益の計算」欄により算定を行ってください。
なお、当該欄における「令和2年旧措置法」とは、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による改正前の租税特別措置法をいいます。